

茨城労働局発表  
平成 28 年 7 月 29 日

【照会先】  
茨城労働局職業安定部職業安定課  
課長 栗原 智子  
課長補佐 清水 いずみ  
(電話番号) 029-224-6218

## 新規学校卒業予定者等の正社員就職を！ ～県内経済 4 団体に協力要請～

茨城労働局（局長 西井 裕樹）は、雇用情勢が改善傾向にある中、新規学校卒業予定者及び既卒者の就職に際し、より多くの職業選択及び雇用の機会を確保するため、**8月1日（月）10：30より茨城県経営者協会役員室において**、県内経済 4 団体に対し、新規学校卒業予定者等の正社員就職、及び青少年の雇用機会確保等について要請を行います。

### 【要請先団体】

- 一般社団法人茨城県経営者協会 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 11 階
- 茨城県商工会議所連合会 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 4 階
- 茨城県商工会連合会 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 13 階
- 茨城県中小企業団体中央会 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 8 階

### 【要請内容】

- 新規学校卒業予定者等の正社員就職  
景気の回復基調から新規学卒者向けの求人数の増加等により、平成 28 年 3 月卒業の新規高等学校卒業者の就職内定率は 99.1%と、平成 7 年 3 月卒業者（98.9%）以降最高となった昨年（99.2%）に引き続き 99%台の水準となり、就職環境は改善しております。  
しかしながら、就職が決まらないまま高校、大学等を卒業した者が依然として存在している状況にあることから、平成 29 年 3 月卒業予定の新規学卒者及び既卒者の就職に資するため、良質な求人確保が必要となっております。
- 青少年の雇用機会確保等  
ひとたび学校等を未就職のまま卒業すると、新卒枠への応募の機会に恵まれず、結果として正社員になれずフリーターとして労働市場に滞留してしまうことが懸念されます。  
このため、昨年 10 月から施行された「青少年の雇用の促進等に関する法律」に基づき厚生労働大臣の定めた「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」によるところの、労働条件の明示、青少年雇用情報の提供、及び卒業後 3 年以内既卒者の新卒扱い等の普及について取り組みを進め、正社員就職に向けた支援及び雇用機会の確保に努めているところです。

※ 取材を希望される場合には、当日(8月1日)の9:00までに職業安定部職業安定課(Tel029-224-6218)に連絡をお願いします。